

しおかぜ

No.326 2018 5月号

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項…2
平成30年度税制改正のあらまし……………3～5
第98回 税金よもやま話
『馬券の払戻金に係る課税について』……………6
第25回「知って得する？」社労士のひとり言
『5月1日から個人番号の届出が
必須となる雇用保険手続』……………7
平成30年度上期分口座振替のお知らせ……………8
地域の会員企業紹介……………10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.19 肉バルレストラン マッシューさん……………11

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1 交際費課税

法人会提言

●平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

改正の概要

●交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

2 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言

●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

改正の概要

●少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

3 地方のあり方

法人会提言

●持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。
●償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。
●地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要

●革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。
●地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中部部や中部圏中部部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。

事業承継税制

1 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言

●本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

改正の概要

●10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。

その他

1 電子申告

法人会提言

●国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（e-LTAX）との統一的な運用を検討すべきである。

改正の概要

●法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。
●複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（e-LTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。

2 少子化対策

法人会提言

●企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

改正の概要

●平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる措置が講じられました。

法人会 平成 30 年度版 速報版

税制改正のあらまし



法人会キャラクター／けんた

I 法人税関係

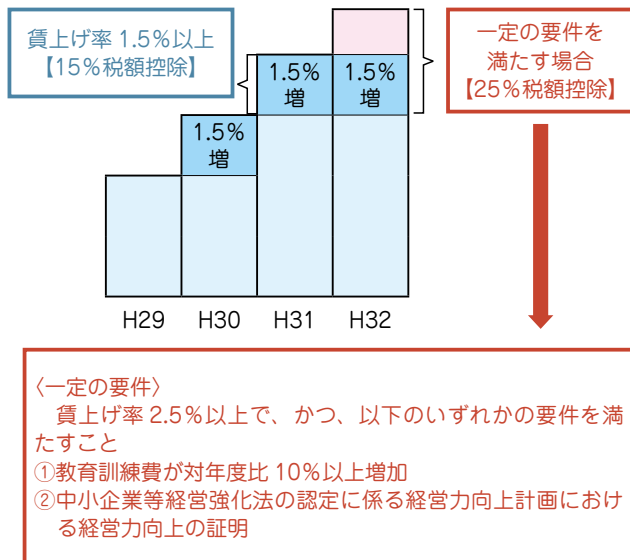
1 所得拡大促進税制の見直し

(1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年（平成 30～32 年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より 1.5% 以上増加した場合には、給与等支給増加額の 15% の税額控除（法人税額の 20% が上限）が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10% の税額控除率（法人税額の 20% が上限）が上乗せされます。

中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



(2) 大企業

大企業（資本金の額等が 1 億円超の法人など）については、①その年（平成 30～32 年度）の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より 3% 以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の 9 割以上を占める場合には、給与等支給増加額の 15% の税額控除（法人税額の 20% が上限）が適用できます。

また、教育訓練費の増加（対前年度 20% 以上増加）の要件を満たせば、5% の税額控除率（法人税額の 20% が上限）が上乗せされます。

適用時期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加（当期所得金額＞前期所得金額）しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関連する租税特別措置法の一部（研究開発税制その他一定の税額控除の規定）は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

- ① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の 10% の金額を超えること

適用時期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を 800 万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が 2 年延長されます。

適用時期

平成 32 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員 1,000 人以下の中小企業が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が 2 年延長されます。

適用時期

平成 32 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の日の前 1 年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる。欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が 2 年延長されます。

ただし、中小企業（平成 21 年 2 月 1 日以降に終了する各事業年度）については、その不適用措置の対象から除外されます。

適用時期

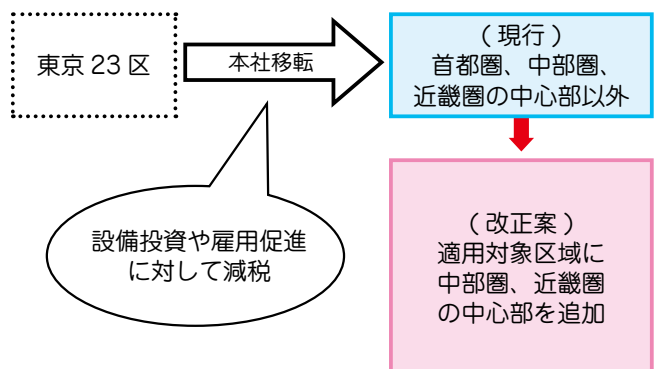
平成 32 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されます。

6 地方拠点強化税制の延長・拡充

平成 27 年に創設された地方拠点強化税制が 2 年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却 15% 又は税額控除 4%（拡充型）、特別償却 25% 又は税額控除 7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を 5 人以上（中小企業は 2 人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型 8% 以上、移転型 5% 以上（現行：拡充型・移転型ともに 10% 以上）に引き下げられます。

また、東京 23 区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。



適用時期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間内に都道府県知事の認定を受けた場合について適用されます。

Ⅱ 相続税・贈与税関係

1 事業承継税制の特例の創設

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画（仮称）^{（注）}を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

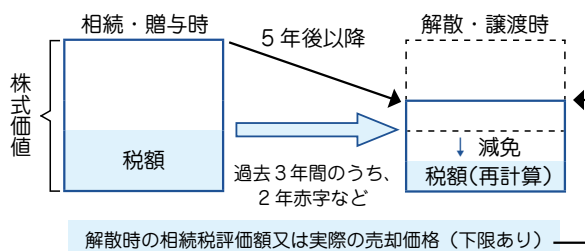
（注）特例承継計画（仮称）とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

事業承継税制の特例の概要

	現行	改正案
納税猶予株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たせない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度（後継者が解散・譲渡を行う場合）	事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の主な要件	代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象	代表権以外の者から贈与等により取得する株式も対象
適用対象者の拡大	後継者の主な要件	代表権を有する後継者1人 総議決権数の10%以上を有する者に限る

経営環境の変化に対応した減免制度

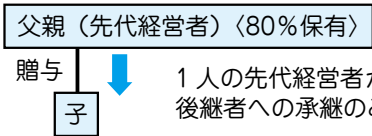
現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。



事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

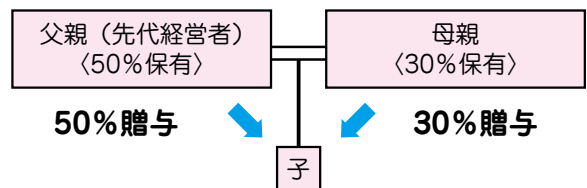
【現行制度】



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象

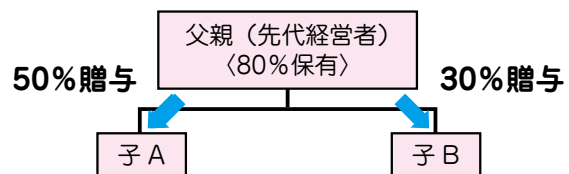
【改正案】

〈複数人からの承継〉



複数人から後継者への承継も適用対象

〈複数人への承継〉



複数人（最大3人）への承継も適用対象

適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Ⅲ 所得税関係

1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

（1）給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行：給与等の収入金額1,000万円で220万円）に見直されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

給与所得控除額の見直し

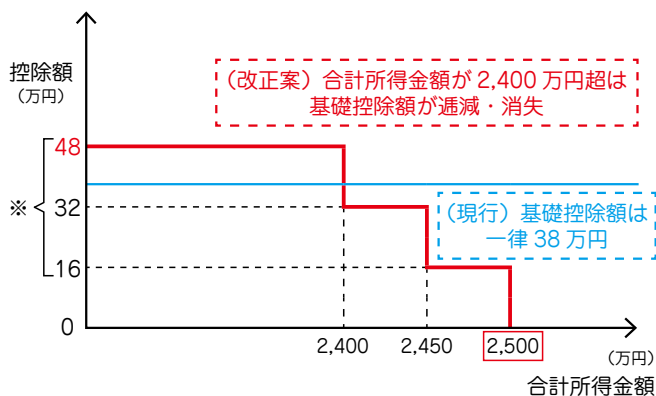
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(2) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額に、195 万 5,000 円の上限（現行：上限なし）が設けられます。また、年金以外の所得が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合は、さらに一律 10 万円（2,000 万円超の場合は一律 20 万円）控除額が引き下げられます。

(3) 基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げ、その上限額が 48 万円（現行：一律 38 万円）とされます。また、合計所得金額が 2,400 万円超の個人については、その金額に応じて控除額が通減され、2,500 万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。



※ 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ 43 万円、29 万円、15 万円（現行：一律 33 万円）。

(4) 各所得控除の調整措置

各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。

合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38 万円以下	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	85 万円以下	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	65 万円以下	75 万円以下

適用時期

平成 32 年分以後の所得税、平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

Ⅳ 地方税関係

1 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均 3% 以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初 3 年間の固定資産税の課税標準をゼロ～1/2 の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成 28 年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成 31 年 3 月 31 日）をもって廃止されます。

固定資産税の特例の概要

対象者	・先端設備等導入計画（仮称）の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均 1% 以上向上する以下の設備 ・機械装置（160 万円以上、販売開始 10 年以内） ・測定工具及び検査工具（30 万円以上、販売開始 5 年以内） ・器具備品（30 万円以上、販売開始 6 年以内） ・建物附属設備（60 万円以上、販売開始 14 年以内）
要件	・市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ・労働生産性が年平均 3% 以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初 3 年間に限り、ゼロ～1/2 の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得をした場合に適用されます。

V その他

1 申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会の ICT 化が進んでいることを踏まえ、税務手続においても ICT の活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観点から、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる環境整備が構築されます。なお、大法人（資本金の額等が 1 億円超の法人など）については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

適用時期

平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（課税期間）について適用されます。

2 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書）について、国税庁が構築予定のシステムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成 31 年以後である人に限られます。

適用時期

平成 32 年 10 月 1 日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

3 国際観光旅客税（仮称）の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税（仮称）が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に対し、出国 1 回につき 1,000 円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者）、2 歳未満の者などは対象から除外されます。

適用時期

平成 31 年 1 月 7 日以後の出国について適用されます。

* この記事は、平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 30 年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

馬券の払戻金に係る課税について

1 はじめに

JRAのG1シリーズが真っ只中。競馬ファンの会員におかれましては予想に明け暮れ、演奏されるファンファーレに興奮（入れ込み）し、たまらない季節の事と存じます。今回は馬券で儲けたら税務上どうするの？に触れてみたいと思います。

2 従来の国の考え方

馬券の払戻金による所得は一時所得とされてきました。一時所得は年間50万円の特別控除額がありますので、所得が年間50万円を超えていなければ確定申告の必要がありませんでした。

3 ところが

世の中、変な事を考える人が現れました。会社員Aさんは、パソコンが得意で自らが開発した馬券購入ソフトを使い、営利目的で継続的に3年間に28億7000万円の馬券を購入し、30億1000万円の払戻を受けて1億4000万円の利益を得ていた事が発覚しました。

Aさんは、国税当局から脱税事件で起訴されました。刑事裁判が始まり、検察官は払戻金は一時所得に該当するので、必要経費は当選馬券の購入代金のみで課税対象所得金額は14億5000万円であると主張しました。

これに対して、Aさんは娯楽趣味ではなく営利活動として反復継続的に馬券を購入しているので経済行為であり、雑所得にあたり外れ馬券も必要経費に算入するべきものであると反論し、双方意見が真っ向から対立しました。

4 結果

1審 Aさん勝利。2審 Aさん勝利。最高裁 Aさん勝利。裁判所は脱税額が5億7000万円を大幅に減額をして、脱税額を5200万円と認定しました。つまりこのケースでは一時所得ではなく雑所得として外れ馬券の全てを必要経費として認定した訳です。

5 終わりに

所得税法基本通達34-1が改正されました。詳しくは国税庁HPを参照して下さい。一般の競馬ファンには全く関係ありません。一時所得です。それより好きな馬を応援し、購入馬券を的にさせて、税務申告は当たってから考えましょう。会員の皆様、幸運が訪れる事をお祈りします。

税理士にたずねてみよう 確かめよう**税金のことは税理士にご相談ください
にせ税理士にご注意を**

「知って得する?」社労士の独り言 第25回

5月1日から個人番号の届出が必須となる雇用保険手続

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

平成30年5月以降、個人番号が必要な届出等に個人番号の記載または個人番号登録・変更届の添付がない場合には、事業主に返戻されることになりました。返戻された場合は、個人番号を記載または個人番号登録・変更届を添付の上、再提出することとなります。

「雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします」のリーフレットも公開されています。具体的には、1. 個人番号の記載が必要な届出等および2. 個人番号の記載欄が無く個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等とその取り扱いを以下にまとめます。

1. 個人番号の記載が必要な届出等は次のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤介護休業給付支給申請

【既にハローワークに個人番号を届け出ている場合について】

①～⑤について、個人番号の届出は、原則は届出等の都度個人番号を記載することとなっていますが、既に、個人番号を届け出ている場合は、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載することで、個人番号の記載が省略できます。ただし、「マイナンバー届出済」と記載がある場合でも、実際に届出がされていない場合は返戻されます。

2. 個人番号の記載欄が無く個人番号が未届けの場合に、個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等は次のとおりです。

- ⑥雇用保険被保険者転勤届
- ⑦雇用継続交流採用終了届
- ⑧高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）
- ⑨育児休業給付支給申請（2回目以降）

【既にハローワークに個人番号を届け出ている場合について】

個人番号記載欄がない届出等は、「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者の個人番号が未届の場合には返戻されますので、個人番号登録・変更届を添付して提出します。

※個人番号記載欄がない届出等は、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届により個人番号の登録を行うことが可能です。

上記1. および2. の届出を電子申請により行う場合は、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載を行うとされています。

<個人番号登録の有無の確認方法>

ハローワークに個人番号を登録したかを調べる方法として、管轄のハローワークから「事業所別被保険者台帳」を取り寄せることで確認できます。「事業所別被保険者台帳」とは、雇用保険の取得・喪失の手続きを行った被保険者の、被保険者番号、氏名、生年月日、資格取得日等が記載されたものです。以前は、個人番号に関する記載がありませんでしたが、現在は、個人番号を届出した被保険者には「(記録有)」の記載がされています。

個人番号の届出は、各種届出等の際に行うことが原則になっています。届出等と併せ、または事前に個人番号登録・変更届により個人番号の登録を行うことも可能とされています。個人番号の利用を管理されていると思いますが、個人番号流出の危険を回避するため、確認を行いたい場合は「事業所別被保険者台帳」の利用も一つの方法ではないでしょうか。

「雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします」のリーフレットはこちらからダウンロードしてください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/20180309hoken_8.pdf

第6回

本部通常総会・研修講演会のお知らせ

日時：6月13日(水) 午後1時30分受付、同2時00分開会

場所：湘南クリスタルホテル

次第：〈記念講演会〉午後2時00分～同3時45分

〈総会〉同4時00分～同5時15分

〈懇談会〉同5時30分～同7時00分

講師：原田曜平氏〈博報堂ブランドデザイン若者研究所アナリスト〉

演題：「情報過多・欲望喪失も携帯世代～日本はどのように変わるのか～」(仮題)

会費：3,000円(懇談会会費) 講演会、総会は無料

※詳細につきましては改めてご案内致します。

平成30年度上期分
法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

平成30年度上期(30年4月1日～30年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：平成30年5月15日

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。

法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

■平成30年1月入会

支部	区分	法人名/屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢南	2 正	(株)フォービー	吉田 和己	南藤沢8-9 MK湘南ビル4F	0466(24)1555	WEB 広告制作業
藤沢東	2 正	(株)神奈川福祉経営研究所	本城 智行	藤沢223-2	0466(23)4050	老人ホーム紹介
藤沢北東	3 正	秋本食品(株)	秋本 大典	綾瀬市早川2696-11	0467(71)6001	漬物製造販売業
藤沢北東	4 正	カーライフプランニング湘南(株)	知念 太士	石川6-24-13	0466(89)0015	サービス業
藤沢南	1 賛	行政書士ライトハウス法務事務所	白田 浩幹	片瀬海岸1-7-22-107	0466(51)7338	法務サービス

■平成30年2月入会

支部	区分	法人名/屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢東	2 正	(有)柄沢不動産	小倉 恵子	柄沢554-4	0466(24)6062	不動産業
茅ヶ崎北東	4 正	(有)島雄工業	島雄 征二	香川4-33-3	0467(88)2463	防水工事業
寒川	6 正	(株)中里工建	成田 厚子	倉見2457-6	0467(40)4539	型枠大工
藤沢南	6 賛	きもの処 からこ	木下 浩子	鵠沼橋1-3-1	0466(54)6030	呉服レンタルサービス
茅ヶ崎南	9 賛	木村光太郎司法書士事務所	木村光太郎	共恵1-4-20-401	0467(84)8945	司法書士業

■平成30年3月入会

支部	区分	法人名/屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢北	3 正	(株)未来商事	張 洪鵬	長後1317-5	0466(77)0447	解体業・電気業
藤沢北東	2 正	づくり(株)	石毛 伸治	亀井野2-2-5	0466(54)9521	障がい者就労支援
藤沢北東	8 正	(有)ベル薬局	岡部 初子	湘南台1-11-2-1204	0466(45)0623	医薬品小売、調剤薬局
茅ヶ崎北東	7 正	(株)総栄	上原 総栄	堤1628	0467(84)7781	建設業
茅ヶ崎北東	2 賛	GreenCooking-ABE	阿部 富美	高田4-9-16	080(5673)5422	料理教室
茅ヶ崎北東	7 賛	湘南社労士事務所	茂木 克美	平和町6-16	0467(33)4585	社労士事務所

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

※賛助会員としてご入会いただいた個人の方はお名前だけの表示とさせていただきます。(敬称略)

【3月入会】上遠野元吉

法人会の事業

2/22(木) 参加人数7名

税務経営セミナー (藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、社会保険労務士・初級産業カウンセラーの野澤直子氏をお招きし、「「2018年問題」有期契約社員をめぐる法的な留意点と対応方法」と題し研修会を行いました。

2/26(月) 参加人数46名

茅ヶ崎三支部交流会 (ラスカ茅ヶ崎)



茅ヶ崎南・北東・北西支部の3支部合同事業として、異業種交流会が茅ヶ崎ラスカにて開催されました。今回は、異業種交流会の前段に、マジックパフォーマーのゼンマイ進くんをお招きし、マジックショーを開催しました。異業種交流会では、参加された方々の自社PRをはじめ、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会で大いに盛り上がりしました。

3/22(木) 参加人数31名

レディースアカデミー (藤沢法人会館)



女性部会が主催するレディースアカデミーが、昨年9月の開講から半年の講座を終えることが出来ました。開講式の前段には、社会貢献事業として行っている「未使用タオル、石鹸等」を、茅ヶ崎市社会福祉協議会、寒川町社会福祉協議会、藤沢市障がい者日中活動支援事業所連絡会に寄贈しました。講話には、藤沢税務署法人課税担当の星副署長と総務担当の大月副署長をお招きし、「国税庁の任務と使命」～その取組～(滞納処分と集中電話催告センター)と題し、研修を行いました。これからも女性部会では、「未使用タオル・石鹸等」の寄贈活動を行ってまいりますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

3/6(火) 参加人数35名

茅ヶ崎北西支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)



- 1位 桑本 昇氏 (㈱ルアン)
- 2位 小出勝美氏 (㈱テクノサンキョー)
- 3位 小林靖則氏 (㈲原不動産)

3/9(金) 参加人数23名

青年部会ボウリング大会 (江の島ボウリングセンター)



- 1位 高橋茂博氏 (㈱さんこうどう)
- 2位 西尾雄一郎氏 (㈱西尾建設)
- 3位 小島夕加子氏 (大同生命保険㈱湘南支社)

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



痛風・高尿酸血症について:

「放ってはおけない状態」という認識が必要

血清尿酸値が尿酸の溶解限界である7.0mg/dlを超えた状態を高尿酸血症といいます。皆さんご存知の痛風関節炎(痛風発作)は関節内に析出した尿酸塩結晶によって引き起こされる急性関節炎ですが、高尿酸血症の方は、痛風関節炎以外にも腎障害、尿路結石(尿酸成分から成る結石)、高血圧、動脈硬化、虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞)、心房細動、心不全、脳血管疾患(脳梗塞、脳出血)、2型糖尿病などの合併率が高いこと(血清尿酸が正常の人と比べて1.09～1.8倍の危険性)が指摘されています。日本では、痛風関節炎を発症したことのない無症候性高尿酸血症患者数が約1,000万人、痛風の患者数が約100万人と推計されています。高尿酸血症は「体内での尿酸の生成が過剰な場合」あるいは「尿中への尿酸排泄が低下している場合」に起こります。それでは、どのような生活習慣が高尿酸血症や痛風になりやすく、逆にどうすればなりにくいのでしょうか？ 米国で実施された、調査結果は次のように報告しています。

【高尿酸血症や痛風になりやすい生活習慣＝痛風の発症リスクが1.4～2.5倍に増加する】

①肥満(BMI:25以上。BMI=Body Mass Index=体重kg/(身長、単位m)²)、②アルコール飲料の摂取量が多い(アルコールとして50g/日以上摂取、ビール700ml/日以上摂取。特にビールはプリン体含有量が多い)、③肉類、魚介類の摂取量が多い、④清涼飲料水の摂取量が多い(700～1,000ml/日以上)。

【高尿酸血症や痛風になりにくい生活習慣＝痛風の発症リスクが0.4～0.8に低下する】

①非肥満・体重コントロール良好例(BMI 21未満)、②ワインの適量摂取(ワイングラス1杯(約125ml)/日)、③乳製品の適量摂取(乳製品はプリン体含有量が少なめ)、④コーヒーをよく飲む習慣(4～5杯/日)。

以上の生活習慣を続けても(仕事の性格上、お付き合いが多く、良い生活習慣を維持するのが困難な人もいますが)血清尿酸値の高値(特に8～9mg/dl以上)が持続する場合は薬物療法を行うことになります。尿酸降下薬には尿酸生成抑制薬(尿酸産生が過剰な場合)と尿酸排泄促進薬(尿酸排泄が低下している場合)の2種類があります。いずれを使用する場合にも、急激に血清尿酸値を下げると痛風関節炎が惹起される危険性があるため、少量から服用して、徐々に増量し、血清尿酸値が6.0mg/dl以下に保持できるような量を維持量とします。痛風関節炎の治療ですが、一般的には、予感期はコルヒチンを服用、症状の極期は非ステロイド性抗炎症薬を使用し、炎症が落ち着いてから尿酸降下薬を開始します。以上のように、高尿酸血症は、放置すると心臓や脳などの命に係わる病気を合併する危険性があり、きっちりと向き合っていく必要がある病態です。

地域の会員企業紹介

湘南どうぶつ病院

- 業種** 動物病院
- 事業内容** ・犬、猫、フェレット、ハムスターの診察治療
・ドックフード、サプリメントなどの販売
・漢方治療
・ペットホテル、往診
- 代表者** 内田 茂
- 住所** 茅ヶ崎市松浪1-8-9
- 電話** 0467 (26) 1255
- FAX** 0467 (26) 1255
- メール** uchida@shonan-animal-hospital.jp
- URL** <https://www.shonan-animal-hospital.jp/>
- F B** <https://www.facebook.com/SAH440731/>



瀬尾理祥いけばな教室

- 業種** 華道家
- 事業内容** 生る…いけばな教室
飾る…出張いけばな装飾
贈る…記念日の贈り物
お花との暮らしトータルサポートいたします。
- 代表者** 瀬尾 理祥
- 住所** 藤沢市辻堂2-21-19
- 電話** 0466 (36) 3730
- FAX** 0466 (36) 3730
- メール** naomish37@gmail.com
- URL** <https://www.risho-ohana.com>
- F B** <https://www.facebook.com/seorisyou/>



株式会社 田辺工務店

- 業種** 住宅建築業・不動産業
- 事業内容** 木造住宅（在来工法、2×4工法）
設計・施工・リフォーム
不動産売買、仲介、賃貸、管理
- 代表者** 田邊 勝利
- 住所** 藤沢市大庭6964
- 電話** 0466 (81) 6316
- FAX** 0466 (81) 6396
- メール** info@tanabe-koumuten.co.jp
- URL** <http://www.tanabe-koumuten.co.jp/>



会社 HP アドレス



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- | | | |
|---------|-------|------------------|
| カラー全面 | (裏表紙) | → 30,000円 |
| カラー全面 | (中 頁) | → 20,000円 |
| カラー半面 | (中 頁) | → 10,000円 |
| カラー1/3面 | (中 頁) | → 5,000円 |
| カラー1/4面 | (中 頁) | → 3,000円 |

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、**A4サイズ1枚10円**(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。
※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

おじゃましました♪ 会員訪問

vol.019 肉バルレストラン Restaurant & Bar Mashu「マシュ」さん



▲人気メニューの「A5ランクの和牛ステーキコース」(5,500円)



▲「地元茅ヶ崎の野菜を使った“茅産茅消”です!!」



▲マシュのハンバーグは、芹沢の齋藤牧場で育ったちがさき牛を使用。

ステーキ、ハンバーグ……、肉料理メニューが揃うバルレストラン

茅ヶ崎駅南口より徒歩2分。駅と海をつなぐ“雄三通り”沿いにあるのが、肉バルレストラン「マシュ」です。オーナーの小出俊介さん(39歳)は、学生時代にバックパッカーとして、世界15カ国を巡ったアクティブ派。食と料理に関心があり、これまでに、カフェ、フレンチ、和食、沖縄料理、居酒屋店で修業を積み、経営についても学んできました。

「2010年に茅ヶ崎中海岸で洋食店を開業し、2017年4月に茅ヶ崎の雄三通りに移転して、肉バルレストランをリニューアルオープンしました」。

数種の肉料理が一皿で食べられる肉コンボや地元で育てられた「ちがさき牛」を使ったハンバーグ、

湘南の旬野菜を使った野菜料理など、魅力的なメニューがズラリ! イチオシは、2時間飲み放題のA5ランクの和牛ステーキコース。顧客からも「リーズナブル&ボリューム」と評判を呼んでいます。

落ち着いた店内はつい長居したくなる居心地よさです。入り口近くにハイカウンターがあるので、一人でも気軽に立ち寄り料理とお酒が楽しめます。

今年度、茅ヶ崎市内の飲食店約240店舗で構成される「茅ヶ崎飲食店組合」の副組合長を務める小出オーナー。「10年以内に東南アジアで給食施設を作りたい」という夢も視野に入れながら、広い人脈と企画力で飲食界を盛り上げています。



地元茅ヶ崎の飲食店をもっと盛り上げていきます!!



▲野菜ソムリエでもある小出俊介さん。「ケータリングにも力を入れていますので、お気軽にお声がけください!」

▲サラダ・ドリンク付きの「ローストビーフ丼」(980円)



▲ご当地カクテル「茅ヶ崎サザン」は、ここで飲めます!



Restaurant & Bar Mashu「マシュ」

神奈川県 茅ヶ崎市幸町20-43 幸町ビル1F

※茅ヶ崎駅南口徒歩2分(駅から219m)雄三通り沿い

☎050-5593-8208

<http://r.goope.jp/mashu>

《営業時間》ランチタイム 11:30~14:00

カフェタイム 14:00~17:00

ディナータイム 17:00~23:00(LO22:00)

無休(日曜営業)



オオカミに出会わない。
それがいちばんの、めでたしめでたし。

おばさんの家に荷物を届ける少し前、

赤ずきんはAIG損保のリスクコンサルタントから、配達中のさまざまなリスクについて聞いていました。

交通事故に器物破損。さらにはオオカミの襲撃リスクまで。

安全なルートを選んだ赤ずきんは、無事おばさんの家に荷物を届けられましたとさ。

リスクを知れば、運命は変わる。

AIG損保

2018年1月1日、AIU損害保険と富士火災海上保険は経営統合し、「AIG損害保険」になりました。

AIG損害保険株式会社

aig.co.jp

本店
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

